

社会福祉法人尼崎あすなろ福祉会  
役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎あすなろ福祉会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の状態にあることのみによっては、支給しない。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。  
2 開催日当日の会議出席のみの場合には、報酬を当日に支払うことも出来る。

(報酬)

第4条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合は、1回につき2,000円の報酬を支払う。  
2 監事が監事監査に出席した場合は、1回につき2,000円の報酬を支払う。  
3 評議員選任・解任委員会委員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、1回につき2,000円の報酬を支払う。  
4 理事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員のうち、職員の立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。  
5 前1～4項に掲げる報酬については、源泉徴収後の金額とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人の業務のために出張した時は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額を支払う。  
2 宿泊した場合は、日当として1日1,500円、宿泊として1日10,000円を支払う。

(改正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

1. この規定は、平成19年11月1日から実施する。
2. 平成22年3月25日、第4条、第5条の一部改定、施行。
3. 平成29年4月1日 規程の費用弁償の範囲及び支給日の一部改定、施行。
4. 平成30年4月1日 規程名称を役員等報酬等規程にする。一部改定する。